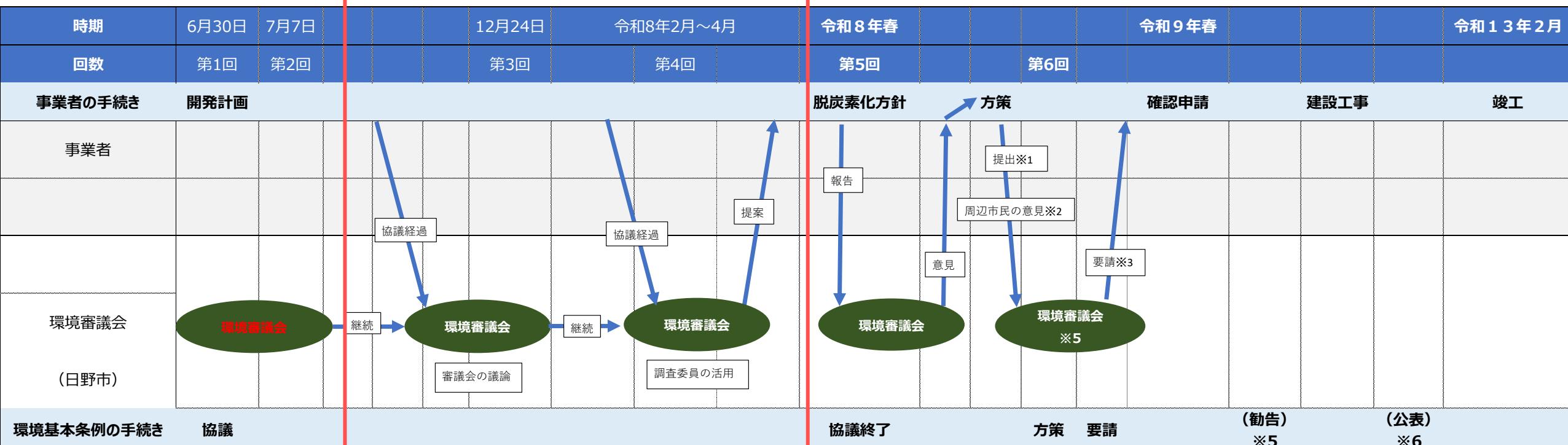




# 日野市環境審議会

イメージ図



第1回 市民の申出と開発事業事前協議

第2回 市民の申出と開発事業事前協議

第3回 環境審議会内でデータセンターへの提案を議論

第4回 有識者を招き、環境審議会の提案を決定

第5回 事業者の方針を踏まえ、意見

第6回 環境に配慮した事項を記載した方策を受け、要請



# データセンターの開発概要

<b>土地所有者</b>	三井不動産株式会社
<b>場所</b>	日野台 3 丁目 1 番32～34、 日野台 4 丁目31番1、2、5
<b>面積</b>	敷地面積：114,037.24m <sup>2</sup>  建築面積 34,500m <sup>2</sup> 延床面積 134,600m <sup>2</sup>
<b>用途地域</b>	工業地域・第一種低層住居専用地域
<b>建物</b>	3棟 うち 2 棟 最高高さ72m 幅91m 奥行き143m 地上 6 階建て  うち 1 棟 最高高さ50m 幅91m 奥行き143m
<b>工事着手予定日</b>	2026年10月



# 主に懸念とされている点（市民の申出概要）

申出件数：31件（令和7年12月5日現在）

申出を分類

## 排熱 16件

（屋上からの排熱、放射伝熱や輻射伝熱、シミュレーションの公開）

## 非公表 13件

（主に電力消費とCO<sub>2</sub>と排熱について秘匿性を理由にデータを公開しない）

## 騒音 9件

（解体工事の騒音、冷却器による運行時の24H騒音、非常用発電機の騒音）

## 電力 8件

（市民生活への影響、電力消費によるCO<sub>2</sub>排出）

## CO<sub>2</sub> 9件

（電力は再エネ100%を、市の計画との整合性を）

その他に景観（高さ）、日影、風、電磁波、地下水、振動、土地価格、低周波など



# 提案のイメージ

Point

これまでの議論を踏まえ、「市として事業者に提案すべき」  
事項を環境審議会として議論

フロー

環境審議会

意見

環境審議会として  
事業計画への意見

日野市



提案

市としての提案

開発事業者



Point

一部指導済

## 【任意事項】

- ・ 事業者の裁量・企画部分
- ・ 事業者が主体的に取り組む事項  
EX:目標値の具体的達成方法

## 【要請事項】

- ・ 強制出来ないが、実現すべき項目
- ・ ビジョンや方向性の共有  
EX:環境データの要請、環境負荷の少ない排熱処理

## 【要求事項】

- ・ 遵守すべき基準値、規制値
- ・ 裏付けのある目標値の設定  
EX:騒音規制法遵守、PUE1.3以下



# 環境審議会意見と開発事業事前協議回答の比較

## 気候変動対策・電力関連

開発事業事前協議回答	環境審議会の提案
<ul style="list-style-type: none"><li>・電力使用量や再エネ使用率など定量的なデータを含む、脱炭素化に向けた方針について極力早期に情報開示を行うこと</li><li>・施設稼働後も電力使用量、再エネ使用率、CO2排出量など情報の開示に努めること</li><li>・施設のエネルギー利用効率について、法改正があった際はそれも踏まえ、計画を検討すること</li><li>・エネルギー利用効率について、情報収集に努め、効率性の高い施設となるよう検討すること</li><li>・再生可能エネルギー由来の電力調達及び省エネに努めること</li><li>・再生可能エネルギー設備を導入するなど、敷地内でのエネルギー活用を検討すること</li></ul>	<p>（これまでの意見）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・再生可能エネルギー100%目標を最初から実現</li><li>・ライフサイクルアセスメント（scope 3）の公表</li><li>・ハウジング事業者、テナント事業者ともにPUE1.3以下を達成できるよう計画の検討を</li></ul> <p>案</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・実質再生可能エネルギー100%となる事業計画とすること</li><li>・ライフサイクルアセスメントやscope 3の公表に努めること</li><li>・PUE1.3以下を達成する事業計画とすること</li></ul>
	<p>（これまでの意見）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・再生エネルギーの地産地消</li></ul> <p>案</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ヒエラルキーアプローチを踏まえ、省エネの推進を図ったうえで実質再生可能エネルギーの利用を行うこと</li></ul>



# 環境審議会意見と開発事業事前協議回答の比較

## 排熱

### 開発事業事前協議回答

- ・空調室外機（空冷・水冷）の排熱に関する市民の不安解消に努めること
- ・「ヒートアイランド現象緩和のための建築設計ガイドライン（国交省）」を参考すること
- ・本計画に伴い市が要請した場合は適切な対応について検討すること
- ・排熱影響は、市民の懸念が高いことから、環境基本条例を踏まえて引き続き検討を行うこと

### 環境審議会の提案

#### 冷却方法等

(これまでの意見)

- ・ハウジング事業者となる場合、利用者が出来るだけ熱排出を抑える基準とし、選べるよう要請してほしい
- ・サーバー冷却を水冷・液冷または液浸方式とし、大気への排熱量の削減に努めること
- ・最新の冷却方式を採用するように要請したい
- ・建築工事着工前から気象モニタリングを

- 案
- ・排熱に関する情報について、シミュレーション結果など可能な限り情報を開示すること
  - ・できるだけ周囲への熱排出を抑える事業計画とすること

#### 廃熱利用

(これまでの意見)

- ・建物の高さを低くでき、騒音や低周波の発生も抑えられ、地下水利用も最低限に抑えることができる
- ・冷水塔から水を蒸散させながら熱を放出する方法は、高温の水蒸気を発生するリスク
- ・周辺地域や農業用ハウス等への温水供給、周辺住民や市民への還元施設（温浴施設など）
- ・蓄熱、熱回収利用に関する技術をお持ちだと思う。建物の高さも容積も少し抑えることができるのでは

- 案
- ・環境への負荷低減のため、廃熱利用を検討すること



# 環境審議会意見と開発事業事前協議回答の比較

## 生活環境・生物多様性

### 開発事業事前協議回答

- 緑地整備において、樹種や生態系など既存の日野市らしい生物多様性に配慮した計画とすること

### 環境審議会の提案

(これまでの意見)

- 近隣にとっていい生物多様性とは。落葉広葉樹林だと落ち葉が大量に落ち、冬はデータセンターが目の前に見える

案

- 緑地整備において、日野の生物多様性に配慮しつつ、景観も考慮した計画とすること

## 生活環境・景観（高さ）

### 開発事業事前協議回答

- 施設の高さや景観について再検討し、圧迫感の軽減に努めること

### 環境審議会の提案

(これまでの意見)

- 建物の高さについて配慮を

案

- まちづくり条例開発事業事前協議で指導済み

## 生活環境・騒音

### 開発事業事前協議回答

- 騒音（低周波音等）、振動、ビル風などの影響に配慮すること
- 本計画に起因して、法令で定める許容値を超える影響が発生した場合は、適切な対応をとること
- 設備使用時のばい煙発生に関して、周囲への影響の低減対策に努めること

### 環境審議会の提案

(これまでの意見)

- 非常用電源の配置を公表し、地下にするなど環境への影響を低減する工夫を

案

- 開発事業事前協議で指導した規制値遵守のうえ、より環境への影響を低減するよう工夫すること



# 環境審議会意見と開発事業事前協議回答の比較

## 公害対応

小文字⇒前回載せきれなかった主な議論 大文字⇒提案のたたき

### 開発事業事前協議回答

- ・公害が発生した旨の主張が近隣住民から挙がった際は、事実確認のための調査を行うこと
- ・調査の結果、法令の基準を超えた場合は必要な対策を講じること。  
超えない場合も、影響の低減について検討すること
- ・公害に関する相談が寄せられた場合は真摯に対応を行うこと

### 環境審議会の提案

- (これまでの意見)  
・公害について、市民からの声にしっかりと対応をしてほしい。市民からの苦情などを建設後も受け付ける窓口の開設を

- 案  
・建築工事中及び建築後の運営を含め、公害に関する問い合わせ先を設置し、真摯に対応すること

## 環境アセスメント

### 開発事業事前協議回答

- ・環境に及ぼす影響を事業者にて事前に調査もしくは予測の評価を行い、環境の保全に努めること

### 環境審議会の提案

- (これまでの意見)  
・独自で事業者が環境アセスメントを行い、市民の懸念や不安、そして正確な情報が欲しいという声に誠実に対応を  
・アセスには予測影響評価というプロセスがあるが、予測値がない状態。公表できないなら、手法とスコープしている項目については順次公開を  
・環境影響を少なくするという消極的な対応だけではなく、環境に貢献する先進的技術や設備を導入しているポジティブな面をアピールする為としても、自主アセスを

- 案  
・環境に及ぼす影響を事業者にて事前に調査もしくは予測の評価を行い、公表すること  
・上記の対応が難しい場合は、評価項目もしくはその手法を公表すること